

交付要綱様式等

「産業廃棄物緊急対策調査事業」

- 様式第1 交付申請書（第6条関係）
 - 別紙1 補助金所要額調書
 - 別紙2 補助対象経費所要額明細書
 - 別紙3 事業計画説明書
- 様式第2 変更交付申請書（第7条関係）
- 様式第3 交付決定通知書（第8条関係）
- 様式第4 変更交付決定通知書（第8条関係）
- 様式第5 計画変更承認申請書（第9条関係）
- 様式第6 中止（廃止）承認申請書（第9条関係）
- 様式第7 遅延報告書（第9条関係）
- 様式第8 遂行状況報告書（第9条関係）
- 様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9条関係）
- 様式第10 取得財産等管理台帳（第9条関係）
- 様式第11 完了実績報告書（第12条関係）
 - 別紙4 実施報告書
 - 別紙5 経費所要額精算調書
- 様式第12 年度終了実績報告書（第12条関係）
 - 別紙6 経費所要額実績
- 様式第13 交付額確定通知書（第13条関係）
- 様式第14 精算（概算）払請求書（第14条関係）

環 境 大 臣 殿

申請者 住 所
名 称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）
交付申請書

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け環循事発第2306051号）（以下「交付要綱」という。）第6条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従います。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 2 補助金所要額調書（別紙1）
- 3 補助対象経費所要額明細書（別紙2）
- 4 事業計画説明書（別紙3）
- 5 歳入歳出予算議決書（又は見込書）抄本
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(別紙1)

補助金所要額調書

(単位：円)

事業名	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	補助対象事業費 (C) = (A) - (B)	補助率 (D)	国庫補助 所要額 (E) = (C) × (D)	消費税等 仕入控除 税額 (F)	要国庫 補助金額 (G) = (E) - (F)	備考
産業廃棄物 緊急対策調 査事業(補助 率 1/2)				1/2				

(記載上の注意)

1. (A) 欄には、補助事業に要するすべての経費（事業者負担を伴う場合は、その負担すべき額を事業費から控除した額）を記入すること。
2. (F) 欄には、当該補助金にかかる消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記載すること。
3. 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

(別紙2)

補助対象経費所要額明細書

経費区分・費目	支出予定額(円)	積算内訳
費 費 費		〇〇費(員数)×(単価)=〇〇円
計		

(記載上の注意)

1. 積算内訳は、できる限り詳細に記入すること。
2. 消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とすること。

(別紙3)

事業計画説明書

1. 事業の目的

2. 事業の概要

以下の項目について詳細に記載すること。(事案が複数ある場合には事案毎に記載のこと。)

(1) 事業実施地域の概要(地区の概要、調査場所、盛土総点検箇所番号)

(2) 総点検の結果

(3) 事業計画

本事業に係る事業計画を具体的に記載すること。(調査の方法、調査実施時期等)

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者の職・氏名

（押 印 省 略）

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）を下記のとおり変更したいので、産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け環循事発第2306051号）（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由
（注）具体的に記載する。
- 5 変更が補助事業に及ぼす影響
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 2の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

- 2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）
交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）については、産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け環循事発第2306051号）（以下「交付要綱」という。）第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

環 境 大 臣

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け環循事発第2306051号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第5条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

（1）責任者の所属部署・職名・氏名

- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）
変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）については、産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け環循事発第2306051号）（以下「交付要綱」という。）第8条第1項の規定により、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

環 境 大 臣

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前事業に要する経費	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後事業に要する経費	金	円	変更後補助金の額	金	円
増 減 額	金	円	増 減 額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する変更後の補助金の額の区分は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第5条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

環 境 大 臣

補助事業者 住 所
名 称
代表者の職・氏名

（押 印 省 略）

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）の計画を下記のとおり変更したいので、産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け環循事発第2306051号）（以下「交付要綱」という。）第9条第1項第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者の職・氏名

（押 印 省 略）

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた産業廃棄物適正処理
推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、産業廃
棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け環
循事発第2306051号）第9条第1項第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日
- 4 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 5 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 6 中止（廃止）後の措置
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載すると
ともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額
を下段に記載した書類を添付すること。

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者の職・氏名

（押 印 省 略）

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）
遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた産業廃棄物適正処理
推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）の遅延について、産業廃棄物適正処理推進費補助
金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け環循事発第2306051号）第
9条第1項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と現状を対比できるように作成し添付すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者の職・氏名

（押 印 省 略）

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた産業廃棄物適正処理
推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）の遂行状況について、産業廃棄物適正処理推進費
補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け第2306051号）第9条
第1項第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

令和 5-4 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた産業廃棄物適正処理推進費補助金(産業廃棄物緊急対策調査事業)について、産業廃棄物適正処理推進費補助金(産業廃棄物緊急対策調査事業)交付要綱(令和5年6月12日付け環循事発第2306051号)(以下「交付要綱」という。)第9条第1項第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金額(交付要綱第13条第1項による額の確定額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10(第9条関係)

産業廃棄物適正処理推進費補助金(産業廃棄物緊急対策調査事業)

取得財産等管理台帳

(令和5年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が産業廃棄物適正処理推進費補助金(産業廃棄物緊急対策調査事業)交付要綱(令和5年6月12日付け環循事発第2306051号)第9条第1項第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

産業廃棄物適正処理推進費補助金 (産業廃棄物緊急対策調査事業)
完了実績報告書

年 月 日付け環循事発第 号で交付決定の通知を受けた産業廃棄物適正処理推進費補助金 (産業廃棄物緊急対策調査事業) を完了しましたので、産業廃棄物適正処理推進費補助金 (産業廃棄物緊急対策調査事業) 交付要綱 (令和5年6月12日付け環循事発第2306051号) 第12条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円 (年 月 日付け環循事発第 号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業の実施状況
別紙4 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績
別紙5 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 添付資料
(1) 完成図書 (各種手続等に係る書面の写しを含む。)
(2) 写真 (工程等が分かるもの)
(3) その他参考資料 (領収書等含む。)
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

産業廃棄物緊急対策調査事業実施報告書

事業の名称		
事業実施の主たる実施場所	名 称 所 在 地	
事業の概要		
事業の方法、内容		
実施時期		
事業の効果		

経 費 所 要 額 精 算 調 書

1. 補助金所要額調書

(単位：円)

事業名	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	補助対象事業費 (C) = (A) - (B)	交付 決定額 (D)	補助率 (E)	国庫補助 所要額 (F) = (C) × (E)	仕入に係る 消費税等 相当額 (G)	概算払金 受入額 (H)	精算 金額 (I) = (F) - (G) - (H)	備考
産業廃棄物緊急対策調査事業					1/2					

(記載上の注意)

1. (A) 欄には、補助事業に要するすべての経費（事業者負担を伴う場合は、その負担すべき額を事業費から控除した額）を記入すること。
2. (G) 欄には、当該補助金にかかる消費税等相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該消費税等相当額がない場合には「該当なし」と記載すること。
3. 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

経費区分・費目	金額	積算内訳			
合計					
購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名称	仕様	数量	単価(円)	金額(円)	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
名 称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）年度終了実績報告書

年 月 日付け環循事発第 号で交付決定の通知を受けた産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）の令和 年度における実績について、産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱第12条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（ 年 月 日付け環循事発第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

* 繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1) 補助事業に 要する経費	(2) 交付決定額	(3) 事業費 支払実績額	(4) 補助金 受入額	(5) 補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6) 補助金 所要額 (2) - (4)

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け環循事発第 号で交付決定した産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け環循事発第2306051号）（以下「交付要綱」という。）第13条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

環 境 大 臣

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付要綱第13条第2項及び第3項の規定により年 月 日までに返還することを命ずる。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

環 境 大 臣

補助事業者 住 所
名 称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）
精算（概算）払請求書

年 月 日付け環循事発第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）の精算払（概算払）を受けたいので、産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱（令和5年6月12日付け環循事発第2306051号）第14条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳
(概算払の場合)

(単位：円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②＋③		
計						

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）